

# 新テロ特措法の再議決強行に抗議する！ 米軍への給油をめぐる何が問題？



●米軍に給油する自衛艦（海上自衛隊HPより）

1月11日に、自衛隊が、インド洋で米軍の軍艦に給油することを再開するための法律（給油新法、新テロ対策特措法あるいは補給支援活動特措法と呼ばれています）が、参議院で否決されたにもかかわらず、衆議院では、与党の再議決の強行で成立しました。異例なことに二度も会期を延長しての結果です。

この法律の成立に抗議するとともに、今後の運動のために、憲法からすると何が問題となるかを、京都憲法会議の連続チラシシリーズの第1回目として、あらためて考えてみたいと思います。ご意見をおよせください。

## 自衛隊の海外出動は許されるのでしょうか？

自衛隊は、憲法の禁じる戦力にあたり、憲法違反の存在ではないかと、これまで論争の的となってきました。日本の裁判所は、最終的な結論は未だ出さずにいます。政府は、自衛のための必要最小限の実力は、憲法9条のいう戦力にはあたらないとして、自衛隊を合憲だとしています。

しかし、憲法学者の多くは、憲法違反であると考えていますが、現実には自衛隊が存在し、規模も大きくなってきています。ただ、歴代の政府も、必要最小限の自衛のためとはいええないことから、**集団的自衛権**は行使できないとし、また、自衛隊は**専守防衛**のためのものであるという限界をつけてきました。

今から16年前の1992年に成立したPKO等協力法にもとづいて、国際貢献のためとして、自衛隊の海外への出動がすでになされてきましたが、

2001年9月11日のテロが起こったことに対応して同年に制定されたテロ対策特措法（旧法）にもとづくインド洋への出動は、国連の活動ではない軍事行動を支援するためのものである点で際だった特色をもつものです。自衛隊は専守防衛のためのものとしてその存在を認める立場の人にとっても、また、PKOという国連の活動には自衛隊が参加してもよいと考える人にとっても、支持することのできない行動といえるではないでしょうか。



### ■集団的自衛権

自国が武力攻撃を受けたときに防衛行動をとる個別的自衛権と異なり、自国ではなく同盟関係にある他国が武力攻撃を受けたときに、防衛行動をとる権利のこと。

### ■専守防衛

相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の対応も自衛のための必要最小限度にとどめること。

### ■PKO等協力法

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（1992年成立）のこと。国連の平和維持活動（Peace Keeping Operationの頭文字をとって、PKOと呼ばれる）に自衛隊を参加させることを可能としている。このPKO活動には、武力の行使を伴う活動も含まれているが、それにも自衛隊は参加できることになっており、憲法上の問題が指摘されている。

# 米軍に給油することは軍事活動そのもの

軍事行動をする艦船に給油するという事は、後方支援にあたり、軍事用語では、**兵站（へいたん）活動**とよばれ、軍事活動の一つとされるものです（ちなみに、さらに、兵站活動の方が戦闘相手からは、攻撃を受けやすいともいわれます）。

給油を受けた米軍の艦船がアフガニスタン攻撃やイラク攻撃にも参加していたのではないかとこの疑いが出されていますが、いずれにしても、日本は軍事行動に参加していることとなります。

9.11のテロは「新しい戦争」であるとして、ア

メリカは、アフガニスタンを攻撃していることから、このことは一層明らかになるといえるのではないのでしょうか。

## ■兵站（へいたん）

軍事行動をしている軍隊のために、後方において車両・軍需品を補給・修理などを行うこと。



# 給油新法の内容は？

先日、成立した給油新法は、旧法にもりこまれていた捜索救助活動や被災民救援活動は削除され、給油・給水だけを行うことができることになっています。活動領域もインド洋とその上空、沿岸国領域にすることが明記され、法律の期限も2年から1年とされました。しかし、この6年間には、給油・給水活動しかしていませんので、活動内容に変更はありません。すでに述べたように兵站活動に従事することにもまったく変わりはありません。また、法律をつくれれば、活動は延長することができます。

特に注目しなければならないのは、旧法では、自衛隊の活動内容について、国会の承認が必要とされていましたが、今回の法律では、その国会の承認を必要とする規定が入っていないという点です。

政府は、一つの項目だけを定めた法律だから、法

律を制定すること自体が事前の承認にあたるので、これまでの規定は必要ないという立場ですが、活動の具体的内容について国会が関与しないことは、政府の主張する文民統制の観点からしても問題と言わざるを得ないでしょう。

なお、民主党は昨年年末に自民党の法案に対して、民生支援を中心とした「対案」を出しましたが、自民、公明、民主、国民新の賛成で継続審議となり、「テロ根絶」を口実にした集団的自衛権の行使＝海外での武力行使に道を開く危険性があります。さらに自衛隊の海外派遣のための恒久法整備の必要性も明記することを含んでおり、次は自衛隊の海外派遣のための恒久法の制定がねらわれており、火種を残したといえます。（この恒久法については、次回以降に）

# 軍事行動で、テロはなくなるのでしょうか？

今回の給油新法は、直接的には9.11同時多発テロを起源としています。テロは許されるものではなく、根絶されるべきものです。

しかし、この9.11テロにしてみても、法的にみれば、ハイジャック・器物損壊・傷害と殺人といういくつかの犯罪の組合せであり、戦争行為ではありません。



したがって、テロ行為に対して自衛権の行使として武力の行使が正当化されるものではなく、あくまで警察を通じて解決がはかられるべきものです。

また、テロを生み出す貧困などを解決することが求められます。このことからすると、そもそもアメリカがアフガニスタンに対して武力行使をはじめたこと自体を問題とする必要があり、さらに、国際貢献をすれば、平和憲法にふさわしい貢献をする必要があるといえるのではないのでしょうか。

（国際貢献の内容については、次回以降に）

## 【詳しく知るために】

- 「〔一問一答〕『新テロ特措法案』を検証する」月刊憲法運動2007年11月号
- 隅野隆徳「自衛隊海外派兵恒久化法案を検証する」月刊憲法運動2007年12月号